



Title	類義文について
Author(s)	宮地, 裕
Citation	語文. 1972, 30, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68597">https://hdl.handle.net/11094/68597</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 類義文について

## 宮地裕

### 一

川辺に立って川を見れば、水は、

「ながれでいる。」

あるいは、

「ながれてきて、ながれ去る。」

であろうが、川しのものほうをながめて言えば、水は、

「ながれて行く。」

であろうし、川かみをながめて言えば、水は、

「ながれて来る。」

であろう。おなじ川のながれを言うとしても、話し手がその川を、

よこから見るならばあい、かみにあるならばから  
言あばあい、しもにあるならばから言あばあい、それぞれ独自  
の表現がある。

同様に、

① AがBに百万円やった。

② BがAに百万円もつた。

「百万円が、AからBに、わたされた」ということがらを、Aを  
主語とし、Aがわのこととして話し手が言えば、たとえば①のよう

になり、Bを主語とし、Bがわのこととして話し手が言えば、たとえば②のようになる。「やる」と「もらう」とは、ふつう、対義語だと言われるが、一方では、「やる」に対して「くれる」という語があつて、「やる」と「くれる」とも対義語かもしない。あるいは、「くれる」と「もらう」とも対義語かもしない。対義語とはどういうものを使うのか、ここでは、対義語論を目的とするのではなく、<sup>1</sup>相互関係を持つことを意味する（意味のなかの、かなり重要な部分に<sup>2</sup>相互関係<sup>3</sup>、ということがあくまれていると言つてもよい）語のあるものは、あつう、対義語と呼ばれるというまでのことである。ここでは、まずおおきく、①の文と②の文とが、たがいに対義語を述語しながら、その主語と目的語とを交換させることによって、文全体としては、<sup>4</sup>おなじことを言つている、と表現しうる二文であるという事実に注目しよう。

こういうことは、いくらも例のあることであつて、

③ AがBに百万円貸す。

④ BがAに百万円借りる。

という二文も、同様に、文全体として、おなじことを言つていることになると見られる。述語が動詞のばあいだけではなく、名詞を述語とするばあい、たとえば、

⑤ AはBに対する百万円の貸し手だ。

⑥ BはAに対する百万円の借り手だ。

という二文も、同様に、おなじことを言つてゐるところとみとめられる。こういう文をかんがえていくと、まだまだ、いろいろありうる。たとえば、

⑦ AはBに百万円の貸しをつくる。

⑧ BはAに百万円の借りをつくる。

⑨ AからBへの貸しは百万円だ。

⑩ BのAからの借りは百万円だ。

⑪ AがBに百万円の貸しをつくる。

⑫ BがAに百万円の借りをつくる。

⑬ 貸しはAがBに百万円だ。

⑭ 借りはBがAに百万円だ。

⑮ 百万円がAによってBに貸される。

⑯ 百万円がBによつてAに借りられる。

⑰ 百万円はAからBへの貸しだ。

⑱ 百万円はBからAへの借りだ。

など、いろいろあって、それぞれ一対のおなじことを言う文とみられる。そればかりではない。この「AB間の百万円の貸借」ということから、に関するかぎりでは、みぎの③から⑯までの一六文はすべて、おなじことを言つてゐる、ともかんがえられる。一六文はみな、百万円の貸借関係が、Aを貸し手、Bを借り手として、AB

間に成り立つてゐることの一面向を、いろいろの言いまわしで表現しているものだからである。

すなわち、③から⑯までの一六文は——ほかにもありうるが、すくなくともこれらの一六文は——みな、ひとつのことがらのある面を、ある言いまわしで表現してゐるものである。その、あるひとつのがら、を、全面的に表現するとすればどうなるか。それが、みぎの「百万円の貸借関係が、Aを貸し手、Bを借り手として、AB間に成り立つてゐる」というたぐいである。つまり、

⑯ AB間に百万円の貸借関係があり、Aは貸し手、Bは借り手である。  
などと、言うたぐいであって、ほかにもいくつかありうる。たとえば  
㉑ AとBとは貸借関係にあり、Aは貸し手、Bは借り手、貸借の対象は現金百万円である。  
㉒ AとBとはそれぞれ貸し手・借り手として、百万円の貸借関係にある。

㉓ AからBへの方向で、百万円の貸借関係が存在する。  
㉔ AからBへ百万円が移管され、Aは貸し、Bは借りの関係を、相互に承認している。

などであるが、こまかい部分の表現は、いくらも変えられるし、その組み合わせをかんがえれば、非常な数の文が、おなじことを言う文、としてありうる。  
これらは、いざれもこのことがらを、AB相互の関係をふくむ全面として表現するものであつて、Aがわのこととしての一面を表現するものでもなく、Bがわのこととしての一面を表現するものでも

なく、また百万円の移管のこととしての一面を表現するものでもない。ということは、(3)から(10)までの二文は、「ことがらの一面」を表現するものであり、(11)から(18)にいたる五文は、「そのことがらの全面」を表現するものだということである。したがって、(3)から(18)までの二文は、すべておなじことを言う文であるが、その表現のしかたが、ひとつひとつ、みなちがうものだと言える。

前者、つまりことがらの一面を表現する文にあっては、なお、こまかくは、Aを主語とするか、Bを主語とするか、百万円を主語とするかのちがいがあるが、主語のちがいだけではなくて、それにともなう目的語・述語のちがいがあり——述語に応ずる主語・目的語のちがいがあるとしてもよい——、さらに重要なこととして、貸借という相互関係をふくむことから、その一つの方向においてとらえている、という点に特徴がある。相互関係の当事者A・Bのどちらかを主語にすれば、それから他への方向——Aを主語とすればBに対する行為として、Bを主語とすればAに対する行為として——において、ことがらがとらえられるにきまっている。

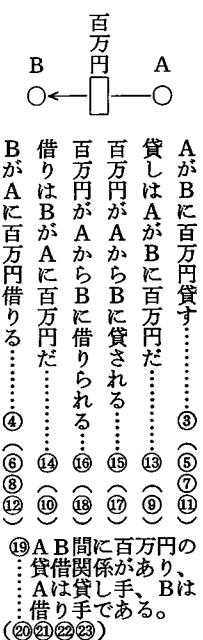
その相互関係のあいだに立つ媒介物たる百万円を主語にするときにも、

(15)百万円がAによってBに貸される。

(16)百万円がBによってAに借りられる。

のようすに、「貸される」として表現されるか、「借りられる」として表現されるかするから、同様の事情がある。(17)では「貸し」としてとらえられ、(18)では「借り」としてとらえられる。その点、みぎのA・Bのどちらかを主語とするばあいと同様の事情にあると言える。

以上二の一の例文によつて述べたことは、二者間の相互関係をふくむことからを表現する文は、いろいろにありうるものであつて、その一面のみを表現するものもあり、全面を表現するものもあるが、それらすべては、ひろくはおなじことを言つてゐると見られる可能性を持つということである。例をしぼつて一覧しておくと、つきのようになる。



それでは「おなじことを言う」とはどういうことか、文という言語表現に即して、もうすこしかんがえたい。

「おなじことを言う」文とは、まず第一に、同一の事実を指す文だと言つてできる。あることがらを文に表現するには、ああも言え、こうも言える、一面を言うこともでき、全面を言うこともできる、それらおおくの文は、同一のあることがらを指しているとみられるからこそ、おなじことを言うと直観的に感じられるのである。

こんなことはあたりまえのことのようだが、ふくみとして大切なところがある。「おなじことを言う」という漠然たることの一部は「おなじことを指す」ことだとみられるが、その逆はかならずしも

みとめがたい。「おなじことを指す」文、すべてが「おなじことを言う」文だとは言えない。あくまどして大切なところのいはことである。たとえば、文脈とか場面とかをたすけとして、おなじことを指しながら、

「AがBに貸す。」

と言つたとしても、「これが、おきの一文と「おなじ」とを言つている」と言えるか。この文には「百万円」が欠けている。表現として欠けているところがあるものは、たとえ、それが文脈や場面のたすけによって、省略、されたものであっても、「おなじ」とを言つて文とはみとめられない。

ということは、「おなじ」とを言つう」文は、「おなじ」とがらを指す」文であるにとどまらず、第一には、そのことがらを作りたたせている要因のうちのいくつかを、からずその文のなかに表現しているものでなければならぬといふことである。いくつを不可欠の要因とするのは、その文グループごとに決まることであって、一定ではない。みぎの例では、A・B・百万円・← の四要因の表現があり、その表現を持つ文グループが「おなじことを言う」とみとめられたが、一つ欠けた三要因だけの表現では、おなじことを言うとは言えないとしたのである。それゆえ、同様に四要因よりおおくの要因の表現を持つ文もまた、おなじことを言つとは言えないことになる。たとえば、「年利七ペーセントで」という要因がくわわれば五要因となる。五要因の表現を持つ文グループは、そのグループとして「おなじことを言つう」ものだけれども、まえの四要因の表現を持つ文グループとは別のグループを組むのである。すなわち、「おなじことを指す」文は、非常にたくさんあるけれども、表現される

要因の数ごとに、文グループは別々になるとすべきものであつて、その文グループごとに「おなじことを言つう」とみとめられるのである。

以上のまとめを、規定のかたちで述べれば、さきのようになろう。「おなじ」とを言つう文グループとは、同一のことがらを指し、かつ、そのことがらの成立要因のいくつかを、表現として持つものである。」

ややかたく言えば、「『おなじ』とを言つう」文とは、文として『同一指示対象 (reference)』と『同量要因表現』とを持つものだ」ということになる。

念のためにつけ加えるが、「おなじ」とを指していくても、「おなじ」とを言つうとは言えない文は、いくらもあることで、文に表現される要因が量的に過不足あるばかりではない。要因を直接表現せず、指示語をもらいて指すにとどまるばあい、あるいは、ことがらを抽象化したり、比喩的に表現したりするばあいなど、いろいろある。さきのことがらを、たとえば、

「だれかがだれかにすることだ」

「かれらの間の問題だ」

「二人のあいだの貸借関係だ」

「そんなことがあるね」

「かれのすることさ」

「そうだよ」

などと言つたとすれば、これらはさきの四要因の表現を持つものとは、やはり別のこととを言つう文である。また別の事例でよく例に挙げられるが、

「これは三角形だ」

というのと、

「これは三直線でかこまれた図形だ」

というのとは、要因の表現がちがうから、おなじことを言う文ではないし、おなじものを指していても、見たてや用途のちがいを反映して、

「机だ」

というのと、

「ミカンばこだ」

というのとは、やはりおなじことを言う文ではない。

## 二

「同一指示対象」「同量要因表現」を持つという二条件のもとに「おなじことを言う文」を、文に即して「類義文」と言うことにしよう。あることがらを文に表現するという方向で、文のさまざまなものを見てきたうえで、これを類義文といふ概念に統括すれば、以下には、類義文といふ概念に即して、文表現のがわかる、これをささえる意義的・形式的特徴を考究しなければならない。その手順にはいるまえに、「類義文」という名称について一言注したい。

## 四

いくつかの文の類義を維持する条件はなにか。これを解明する方法の一つは、ある文のさまざまな変容の事態を組織的に考究し、そのどの程度までの変容が、なお、もとの文との類義を維持できるかを判定することであろう。類義文とみとめられる範囲内での、ある文の変容の実態がわかつたならば、その体系的な整理ができる可能性があろうから、そうすれば、類義文という、意義を基準とした文

用語であつて、英語訳としては synonymous sentence を当たたが、日本語では、シノニムにも類義語と同義語との区別が用語として立てられないではないとの同様に、類義文とともに同義文をも用語として立てられないではない。その必要があるときは立てることがゆるされてよいであろう。しかし、語のレベルでも、完全な同義語を、どの程度みとめるか、判定のむずかしいものであるし、本

グループの、形態的あるいは形式的な特徴があきらかにされうるとおもわれる。

それには、もとより、ときの「条件をうごかしてはならないし、いくつかの文における類義を言う以上は、文として別々のものがいくつあることを前提としなければならない。いくつかの文とは、同文ではない複数の文ということであって、その「同文でないとい

それらの前提や問題はあるが、とにかく、ある文のさまざまなる変容がかんがえられ、現に、変容とみとめられるいくつかの文があることは否定できない。たとえば、

AがEに百万円 貸す／貸した／貸すだろう／貸します／貸しました  
した／貸すでしょ／お貸しになります／お貸しになりました  
／お貸しになります／

のよがたを言ひ落さないで、一貸す」と類義たるうるものばとれど  
どれか。同様のもののようにだが、  
／貸さない／貸される／貸させる／

などの否定・受身・使役の表現になると、とうてい「貸す」と類義とは言えない。むしろ対義にちかいであろう。周辺には、

などがあるが、これらはどうか。

また、いわゆる補助動詞によるアスペクト的表現分化の諸相、貸してある・いる・おる・やる・くれる・もらう／しまう／みる／くる・いく／おく／

などはどうか

ほかにも、類義的な文をつくる変容は、いろいろにありうるかも

しないが、形態あるいは形式的なその特徴を解説するために、ここでは、それらを通じて、まず文の述語部分におけるさまざまな表現の変容や分化を検討し、つぎに文の述語にかかるいく部分の変容や分化を検討し、そしておわりに、両者の変容や分化にもかかわらず、文全体としては類義を維持しうると見られるばあいはどういうものかを検討することにしたい。

五

ます、文の述語部分の表現の変容や分化には、つぎのようなものがあるとかんがえる。おおまかにしめせば、

△詞十 叙述辭・待遇辭・陳述辭・情感辭  
△がら表現・待遇表現・意図表現・対人表現

のようになって述語部分が構成され、こまかい変容や分化が見られるものであるし、いわゆる助動詞・終助詞・間投助詞の相互接続の形態論的事実も、ほぼ対応していることではあるが、そういう形態論的事実ではおさまりきれない問題も、類義文の述語部分に関するところは、あるよう見られる。

たとえば、待遇表現によってあらわされることがらの意義（仮称）は文のことがら表現によつてあらわされることがらの意義（仮称）にはなんの影響もあたえないし、対人表現によつてあらわされる対人の意義（仮称）も、文のことがらの意義にはなんの影響もあたえない。これらがあっても、もとより文との関係は離はれてゐる、と言つて

い。これらから、でも、その文との類義は維持される。と言つて、

しかし、意図表現によってあらわされる陳述的意義（仮称）のう

しかし、意図表現によってあらわされる陳述的意義（仮称）のこ

ちのあるものは、それがくわわると「行きます／行きますか／行きなさい」のようだ、類義関係にない文をつくるからを持つと見るべきではなかろうか。ことがらはおなじ「行くコト」だから、みぎの三文は、「文としておなじ意義」を持ち、「陳述的意義」の分化のちがいがあるだけだ、と見ることもできそうであるが、私見では、

そはかんがえられないとおもう。なぜなら、「文」である以上、

「陳述的意義」もくわえて、はじめて、「文の意義」をなすと言いうこ

とができるのであって、「ことがらの意義」は、「文の意義」の中

核的部分ではあるが全部ではないからである。  
もともと、その文の意義の中核的部分をになうことがら表現の変容や分化のおおくは、叙述辞によつてことがらの意義をみな別々のものとするものであつて、「行く／行かせる／行かない／行つた」など、いづれも類義を維持するものではないと言わなければならぬ。

とすれば、おおすじとして、「ことがら表現」と「意図表現」とが、文の内部的・全体的意義を左右する性質を持つものであり、これに対して、「待遇表現」と「対人表現」とは、文の意義を左右するものではなく、それぞれ待遇的意義・対人的意義を添加するにどまるものと見られる。したがつて、待遇表現・対人表現のくわわることは、類義文の変容・分化のわくのなかでのことになる。ただ承接上の順位から言えば、一つおきになつていてととのわしない。これを解釈するためには、文の意義を左右するものと、左右しないものとの二つのすじをかんがえなければならない。さきの図示を、その意味で書きあらためれば、

### ことがら表現

### 待遇表現 意図表現 対人表現

のようであり、実線部分が文の意義の根幹をなし、点線部分がそれの意義添加をなすと見るべきである。

以上のようにかんがえれば、文の述語部分だけの変容・分化による類義文グループというものは、一つには、待遇表現ならびに対人表現の変容・分化による文グループだと言えよう。(それだけだというのでは、もとより、ない)しかし一方、述語部分のことがら表現と意図表現とには、類義のものがないというわけではない。あるものは類義でありうる。それは言うまでもないが、「類義語句による変容」のばあいである。すでに例示した、

「貸すだらう／貸すかもしれない／貸す可能性がある／……」「よくわからない／理解しくい／理解しかねる／……」

などのたぐいであるが、いわゆる述語の類型的表現形式、複合述語などにも、これにふくまれるもののがいくつもある。ただ、その範囲を厳密にきめることはむずかしい。

「いい／よろしい／わるくない／まずまずだ／かなりのものだ／……」

「行かないか／行つたらどうだ／行つたほうがいい／行くがいいなど、類義句集を編むとしたら、その取捨にくるしむことは、類義語集よりも何倍かおおきいことであろう。だとしても、類義(同義も)語句を述語とする類義文のグループがあることは否定できな

つぎに、述語部分における類義語句による変容と同様、対述語部

つぎだ、述語にかかる対述語部分の変容・分化について。

対述語部分の変容にもかかわらず、文としての類義を維持することの最も明白なものは、いわゆる語順の変容である。対述語部分の語順の傾向は、かなりはつきりわかっていると言えよう（佐伯哲夫「現代文における語順の傾向」『言語生活』一九六〇・一二、同「現代文における語順支配の論理」『国語学』一九六一・九、同「かかり部における基本的語順の認定法」『月刊文法』一九六九・一二、宮島達夫「カカリの位置」『計量国語学』23一九六二・一二、同「現代雑誌九〇種の用語用字」第三分冊一七四ページ一九六四・三）が、傾向であって固定的法則ではないこと自体、語順変容による類義文の存在を前提としていると言わなければならぬ。例示するまでもないが、

「AがBに百万円貸す。」

「BにAが百万円貸す。」

「百万円AがBに貸す。」

「百万円BにAが貸す。」

「Aが百万円Bに貸す。」

「Bに百万円Aが貸す。」

どれもとくに異義の文をなすものではないし、文頭の連用語がとくに強調されるとも言えない。要するに対述語部分の語順変容は、修辞的変容の一つであって、いずれも類義文の範囲のなかにあり、その変容は構文の法則的事実には属しない。それゆえ、後述する構文の型の問題のなかに取りあげることはしない。

つぎに、述語部分における類義語句による変容と同様、対述語部分の運用語ごとに、類義語句による変容がありうる。それによつて

部分的語句変容の類義文が生まれることはあきらかである。類推してかんがえうことであるから、ここでは略する。そのほか、対述語部分の運用語が、係助詞・副助詞をとるとき、そのおおくは文として類義を維持すると見られようが、句末の否定や仮定との呼応を持つものなどになると、はたして、文として類義を維持すると言えるかどうか、うたがわしい。また、関連して陳述副詞はことがら的意義をくわえないから、それがあっても同量要因表現の条件に影響をあたえないと見られるが、その範囲も問題になるところであつて、これらの、いわば、「ことがら表現十陳述表現」の周辺部に位置する諸現象については、なお、こまかい検討をくわえなければならない段階にある。

つぎに、述語が変容し、それに応じて対述語が交替しても、全文としては類義を維持するはあいがある。これについてはすでに述べるところがあつた。相互関係を持つ動作・状態の対義語を述語とする一対の文が、主語と目的語とを交替させることによって、たがいに類義文たりうるのは、その典型的なものである。これは、言いかえれば、述語だけを対義語で置きかえると対義文となるべきところを、主語と目的語を交替させることによつて類義を維持するものであるが、この現象における重要なところは、さきにも触れたように、構文の型は一対ごとにおなじになつてゐることである。たとえば、

① Aが Bに 百万円 やつた。——「*レガニシタ。*」

② Bが Aに 百万円 もらつた。——

「*レガニシタ。*」

③ Aが Bに 百万円 貸す。

「*レガニスル。*」

④ Bが Aに 百万円 借りる。——

「*レガニスル。*」

⑤ Aは Bより 五キロ 重い。——

「*レハヨリシダ。*」

⑥ Bは Aより 五キロ 軽い。——

「*レハヨリシダ。*」

のようである。そこまで抽象したレベルでは、構文の型をおなじくすることが類義文をささえる条件となつてはいるのであって、その点は対義文も同様である。(ついでながら、この面から「対義語」を見れば、対義語とは、構文の型をおなじくし、述語以外の成分もおなじくして対義文を構成する一対の文があるとき、その述語に置かれる語のこと)ということになる。

それでは、文の成分関係の変容にかかる類義文は、すべて構文の型をおなじくするものであろうか。もしそうなら、前述してきた

類義語による変容の類義文なども、また、こういう文の成分関係の変容にかかる類義文も、すべて構文の型をおなじくすることになるから、類義文の基本二条件に「同一構文」という条件がくわえられるべきだということになる。

しかし、事実はどうもそうはかんがえられない。すなわち、類義文としての基本二条件を満たし、かつ、構文の型がまったく同一とは言えない二文もあるとみられる。たとえば、

(㉙) AがBを呼ぶ。  
BがAに呼ばれる。

ある点で、さきの①②、③④、㉔㉕というそれぞれ同一構文の類義文に似たものであるが、構文の型がちがう点で、まったく同質とは言えないともわれる。こういうことはなぜおこるのであろうか。受動の構文のすべてがそだとは言えないものであるが、かなり一般的あるいは典型的な受動の構文というものは、能動の構文と対立しつつ、その構文を内包するかたちでできているので、その点、さきの同一構文の類義文と同質に論じられないところがあるためではないか、とかんがえられる。この点では、受動の構文は使役の構文に対応しているのであって、その関係は、

㉖ Aが Bを 呼ぶ

……能動

㉗ Bが Aに(自分を)呼ばれる……直接の受動(受動の典型)

……間接の受動

㉘ Cが Aに Bを 呼ばれる

……間接の使役

㉙ Bが Aに(自分を)呼ばぶ

……能動

㉚ Cが Aに Bを 呼ばせる

……直接の使役

……間接の使役(使役の典型)

のように、㉙∨㉚∨㉙、㉙∨㉚∨㉚のかたちで込み包まれる関係になつてはいる。したがつて、込み包まれる関係にない、さきの①②、㉓㉔、㉚㉚などと同質ではないことになるとかんがえられる。

とすれば、類義文には同一構文の型を持つものとそうでないものとがあると言わなければならない。前述の範囲でも、一対ずつになつていた類義文のおおくは同一構文の型を持っていた(①②、③④以下⑯⑰まで)が、それをさらにおおきくまとめて類義的だと言ふとすれば(③から㉚まで)、それらには、いくつものちがつた構文

の型があくまでいた。ただ、後者は「類義的」であって、「おなじ」とを言う。とまでは言えて、ここでの「類義文」にすべて一括することはみとめなかつた。そこで、同一ではない構文の型を持つもののうち、能動対受動のように、多少ちがう構文の型を持つとみられるばあいのあるものを、類義文にあくめるかどうかが、のこぎれた問題である。

つまり、もしも、同一指示対象・同量要因表現という基本二条件にくわえて、同一構文ということをくわえるなら、一切の同一ではない構文を持つ「類義文」は、類義ではあっても別格あつかいにするし、もしも、同一ではないが、同じような構文という程度まで制約条件の内容をゆるめるならば、一部の能動対受動の文のようなものも、類義文のなかに席をあたえられることになる。

目的等にもとづく規定の問題になるが、類義文という意義中心の概念から出発する本稿では、多少の構文の型のバリエーションは許容したい。げんに、動詞によっては、二格をとつたりカラ格をとつたりすることがある。また、カラ格をとつたりデ格をとつたりすることがある。これらを、すべて構文の型のちがうものとするかしないか、あるいは、異形態のような異構文をかんがえるかどうか、構文の観点からは、詳細な論が、別に用意される必要があるが、ここではおよひえないし、かならずしも必要ではない。別稿にゆずることとする。

## 八

以上述べたところをまとめるに、概要つきのとおりである。  
ある一つのことがらを文にあらわすとき、われわれは、ああも言

うことができるし、こうも言うことができる。そのことがらの一面をとらえて表現することもでき、全面をとらえて表現することもできる。それらの文グループを、「類義文」の概念で一括すれば、類義文の基本条件は、「同一指示対象」「同量要因表現」の二つである。もっと具体的に検討すると、そのなかには類義語句のちがいによるだけの類義文もあるし、述語部分における意義分化の一定範囲までの変容による類義文もある。また、対述語部分の語順変容による類義文もある。また、述語に対する主語・目的語などを交替させながらも、構文の型をおなじくすることによって類義文をなす一对の文もかなりある。能動構文と受動構文とは述語が対義的であり、主語・目的語の交替もあるが、構文の型をことにするものである。しかし、文としては類義とみとめられ、これに類するものは、ほかにもいくつかの類型がある。これらは、その構文の型の変容の性格を、どういうものとかんがえるか問題であるが、本稿では、これらをも類義文のなかにあくめるものとしたい。以上である。

问题是、意味論のなかでもとくにめんどうなところにかかるものであるから、手はじめに、主として一对の類義文について、それも單文（單純文）に限定して考察をすすめてきた。複雑な文になればなるほど、さまざまな類義文がありて、一層問題はむずかしく、しかし、一面興味をそそることになるようである。たとえばいわゆる複文（複合文）では、

「走れば間に合う。」  
「走らなければ間に合わない。」  
「走らずに間に合うことはできない。」

「間に合うには走らなければならない。」

「間に合おうとすれば走らねるをえない。」

「間に合うためには走ることだ。」

など、多様な類義文がかんがえられる。これらの複文での類義を維持しうる形態上（形式上）の法則あるいは条件はなにか、まだほとんど不明である。それはいわゆる修辞的変容とか、言いまわしのちがいとか言われる以上に、そこにあるかもしけない形態上（形式上）の法則や条件の解明をもとめているものとおもわれる。こんでは、そのもつとも簡単な單文の一部をあつかったにすぎないが、この範囲のなかにも、まだまだ考究すべきところがすくなくない。

#### 補注 1

類義文とは二文以上の文について類義であることを言つてから、複数の文の存在を前提とする。複数の文とは、同文の複数ではなく異文の複数であるから、類義文といつても、あらかじめ複数の異文の認識がなければならぬ。異文とは一般に、同形（同音形）でない文。であることを必要条件としていると解されるから、その意味で、異形の文。であると仮定することがゆるされようが、その仮定のもとでも、問題がいくつかありうる。一つは、異形の程度問題あるいは質のちがいの問題であり、「一つは、同形でも、異義の文があるか、これは、同形異義。の異文」というべきだといふことである。（ほかにも問題がありうる。）異形の程度あるいは質の問題といふのは、形態論において異形態（アロモルフ allomorph）を設定し、同一の形態素に該当する複数の異形態をかんがえることのおおむねのと同様に（おおむねは対応的に）、異文=異形文を設定するにあらが、それらの抽象概念として文素（仮称）を規定するのである。同一の文素に該当する複数の異文があり、文の意義においては同一だが、いくつかの部分的変容を持つ異文を類義（同義）文と言つとする。その際、もともと問題になるのは、形態論における形態

素と形態とのレベルのちがい、形態レベルでの異形態の認識の問題と同様に（あるいは対応的に）ではあるが、もとと複雑な程度において、「文素→文」の抽象と具体とを相關的に認識することのむずかしさ、および、文レベルでの異文の範囲の決定のむずかしさであろう。

つぎに、同文異義（同音形で異義なるもの）の問題とは、よく引かれ、「ないものはない」＝①ナンデモアル、②断然ナイノダ、「それをつけ」＝ウソヲ言ウモノデハナイ、ウソヲ言ウナ、③ウソヲ言ウノダゾ、のたぐい、つまり、多義的な文は、同文異義の複数の文と言いつることである。これを一文の多義なるものとするか、複数の文の異義なるもの（複数の異文）とするかは、規定のしかたの問題でもあるが、決定的な論が、まだ立ちられない段階にあると言ふべきである。この点は、同語異語の弁別の問題、あるいは、辞書における見出し語の立てかたの問題と、かなり対応的にかんがえうるところであつて、語のレベルでも、文のレベルでも、未解決な重要課題の一ひとがあらわれるのである。

#### 補注 1-1

大塚高信編「新英文法辞典」の Transformation の項には、「(文転換) 文の意味を変えることなく、その構造のみを変えること」をいう。單文を重文または複文に、またその逆に変えることなどをやす」とある。「文転換その他細かい文のあやなどが違つて来るのは当然で」、「文語的」「口語的」などのちがいがありうるしながら、單文→重文、單文→複文など、六種にわけて例示している。

- (1) 単文→重文: Knowing is quite different from doing. >  
Knowing is one thing and doing is quite another. (知る事と行動は別だ。) 知る事は 1 つのことであつて、為す事は 2 つのことだ。 He is tall enough to touch the ceiling. > He is very tall and can touch the ceiling. (彼は天井に手が届かない十分高い。) 彼は天井高くて天井に手が届かない。
- (2) 単文→複文: I want to know the time of his arrival. >  
I want to know when he arrive. (私は彼の到着の時刻が知りたい。)

へた。」> 私はこゝ彼が着くかが知った。」> He insisted on buying the carpet. > He insisted that he would buy the carpet. (彼さんのカーペットの購入を主張した。)> 彼さんはカーペットを買おうと主張した。(訳文領域)

「部分を取ってずれないと、」> 「文転換」は、單文・複文・重文というおおまかな構文の類型を基準として、そのあいだの構文転換を、「おおまかな意味で「文の意味を変える」となく」> こう範囲でかんがえられるのである。> あるより、日英両語のやがて反映して、英文と和文とが、みのりの例文のように、うまく照応しないものもあるけれど、発想の根本は、本論文と似たところがあると言ふべし。

私が「文転換」の段階にくぐれば、变形生成文法 (Transformational Generative Grammar) は、かなり精細なルールと理論とを持

つめるに至る。> あらうが、操作過程のうえでも、理論のうえでも、

発展の途上にあると思われる」とはもとより、变形などに参加させる範

疇的な要素を立てるべきか、その要素間の関係はどうなつてよゐのかなど、基本的なといふが、かなりすこし明確ではないよう見えるが。

しかし、小説のじぶんを考察などして、> ある参考とするものやお

おおむねをよくお語り論議の一つであるから、それはおおむね注

目して、「あたし」とかんがえるが、それなりに Paraphrase (> パラフレーズ) など、言い替える) の概念は、当面の類義文の論じいで、> ある注意すべき

ものかとおもわれる。パラフレーズなる用語は、「英語学辞典」「新英文

法辞典」には見ぬれず、变形生成文法以来のものによつてあるが、要は、「回」の言語における、意味を変えることなく、A の表現をB の表現に

変形する」> であり、「二〇（以上）の文が、同一の深層構造をもつものであつて、その表面構造における違いは、なんとかの変形によるものであるなら、それらの文は言い替えの関係にある、」> などである。

おおむね (安井総編「新英語学辞典」三〇ペーン)。たゞ、

{He looked up the number.  
He looked the number up.

{No one ever gave John anything.  
Nothing was ever given to John by anyone.

{Never did anyone give John anything.  
John was never given anything by anyone.

などば、やがては「」> 因文のベクトル→ベクトルへ。しかし一方では、

{Marry bought the book from John.  
John sold the book to Marry.

{Marry liked the play.  
The play pleased Marry.

などば、やがてはベクトル→ベクトルへ。> おおむねそれが深層構造が同一だとは言えないものである。> しかし事実があるから、ベクトル→ベクトルの関係は、すべて統語部門の問題とするわけにはいかないのかもしがない、つまり、意味部門で規定されるべきものかもしないのである、

ところ (同書)。> おおむねの問題は、「新言語学」における今後の課題とされ、おおむね推察される。

おおむね、國広哲勢「意味の諸相」の context-sensitivity の項には、「hybridage 変形」(代換変形) と繋がるべく、ある (11-11) ページ以上、> おおむねの部分を草立てる意図をもつて、語順をかえたり、語順とおおむね多表現をかえたりするなどと記及してある。

Hang a picture on the wall.> Hang the wall with a picture.  
(壁に絵をかわせ。> 絵をひそめやるべし)

She is cooking rice now.> Rice is cooking now.  
(彼女はいま飯をひそめやる。> 飯をひそめやる)

{日本語の例だば  
(訳文領域)

私がフランス語をよむ。> 私はフランス語をよむ。> フランス語は私がよむ。> 私はフランス語をよみはする。  
などば、おおむね「やりたて」の表現があげられているが、まだ組織だ

レムボードなど。

また、Richard M. Smaby の 'Paraphrase Grammars' 1971,

Formal Linguistic Series Vol. 2 (飯田義光氏の教示による) など、

チャーチキーの論理学 (1964, 1965) も参考。Z.S. Harris の 'String Analysis of Sentence Structure' 1962, 'Mathematical Structure of Language' 1968 や H. Hiz 'The Role of Paraphrase in Grammar' 1964, 'Referentials' 1969 のなかで述べら

れるべく、本論文ともがんがえたの接するといろがあるようであるが、おまかに言えば、ラフレーズの生まれる過程の文法的規則の追究に重点があつて、変形生成文法の分派のようにおもわれる。専門分野のかたがたの教示を待たないといひであるが、本稿は、変形や転換の前提となる「文の意義が変わらない」ということ、「文における類義関係」といふこと、それ自体について、形態とのかかわりにおいて、多少の考察

をやめようとしたものである。

補注 11

佐藤達夫「動詞の意味・用法の記述的研究」国語研報告43、一九七二」、

第三部「1. 動詞の意味と文法的性質」における「(1)動詞間の構文機能の対応」および「(2)動詞における構文機能のかなり」は、成稿後手にしたため、本稿では論じえなかった。本稿とは出発点も、重点のおもむきもあらかうが、二類義文間の「可逆的」「不可逆的」意義・構文の対応を、動詞に視点を据えて調査記述したものであつて、本稿のような方向の考察にとっても参考になるところがおおい。まだ整理でまとめるところもあるのではないかとおもうし、「可逆的」「不可逆的」および「対称的」「非対称的」の二つの分類基準自体についての論も必要かとおもうが、本稿の一部分とかわだるといひもあり、別に論じたといひである。

(本学助教授)